

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 三重県鈴鹿市石薬師町字蟹起 2 9 0 6 番地の 6

氏 名 オノケンエコシス株式会社

代表取締役 小野 武夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成 2 9 年 1 月 1 0 日

許可の有効年月日 平成 3 3 年 1 2 月 2 6 日

### 1. 事業の範囲

#### 【中間処理】

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 7 種類

選別：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、  
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに。

### 3. 許可の条件

移動式破碎施設は、排出事業所内への設置に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 12 月 27 日 新規許可

平成 19 年 1 月 29 日 更新許可

平成 24 年 1 月 25 日 更新許可

平成 27 年 6 月 3 日 変更許可

### 5. 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面)

施設の 種類	設置場所	設置 年月日	処理能力(8h)	許可 年月日	許可番号
破碎 施設	鈴鹿市石薬師町 字蟹起 2906-6	H13. 11. 5	ガラスくず等 320t/日 がれき類 320t/日	H13. 6. 29	北生環鈴 第 508-27 号
破碎 施設	鈴鹿市上田町 字火之坪 192-14	H13. 11. 5	木くず 80t/日	H13. 6. 29	北生環鈴 第 508-28 号
破碎 施設	移動式 (保管場所：鈴鹿市 石薬師町字蟹起 2906-4)	H28. 1. 22	がれき類 560t/日	H27. 10. 20	鈴地防 第 5537 号
破碎 施設	鈴鹿市上田町 字火之坪 192-14	H13. 11. 5	廃プラスチック類 4.7t/日 紙くず 2.9t/日 繊維くず 3.4t/日 ゴムくず 5.3t/日 ガラスくず等 7.1t/日	—	—
選別 施設	鈴鹿市上田町 字火之坪 192-14	H13. 11. 5	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず等 がれき類 } 120t/日	—	—